

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長

穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成28年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成31年度」に改める。

第9条中「平成28年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成31年度」に改める。

第10条中「57万円」を「62万円」に改める。

第12条第1号イ中「法第93条、第96条及び第98条」を「法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条」に改める。

第14条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第21条第1項中「第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

附則に次の1条を加える。

（平成30年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第39条 平成30年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

- 2 前項の規定は、平成30年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。